

## 焼津市立総合病院治験取扱内規

(目的)

本内規は、実施医療機関における治験に係る標準業務手順書(以下「実施医療機関手順書」という。) 実施医療機関治験審査委員会標準業務手順書(以下「治験審査委員会手順書」という。) 及び直接閲覧を伴うモニタリング・監査の受入れに関する標準業務手順書(以下「モニタリング・監査手順書」という。)に規定されていないもので、当院で治験を円滑に実施するにあたり必要な手順を下記の通り定めるものである。

### 1. 実施医療機関治験審査委員会標準業務手順書取扱内規

- 第1 治験審査委員会手順書第3条第2項にいう委員の任期は、2年とする。
- 第2 治験審査委員会手順書第3条第2項の委員長は病院長が指名する。

### 2. 治験研究費等算定表

焼津市立総合病院臨床試験研究経費ポイント算出表

焼津市立総合病院治験薬管理経費ポイント算出表

焼津市立総合病院治験等受託経費算出基準

- 附則 この内規は平成16年4月28日から施行する。
- 附則 この内規は平成16年7月12日から施行する。
- 附則 この内規は平成17年1月17日から施行する。